

地方都市で就労する経済連携協定（EPA）に基づく 外国人介護士が求める支援

橋本 美香*・釵持 朝子**・伊藤 就治***・高梨 友也***

介護人材不足に対応するため、我が国では現在“経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者”，“在留資格〈介護〉”，“技能実習制度”，“在留資格〈特定技能〉”という4つの仕組みによって外国人介護士を受け入れている。しかし、受け入れ施設体制の課題や外国人介護士の日本語の習熟度の問題などが報告されている。そこで本研究では、地方都市で就労する経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護士8名にインタビュー調査を実施し、外国人介護士が介護施設に求める支援について明らかにすることを研究目的とした。

結果、外国人介護士が求める支援として、【日本語の壁への対応】【国家試験の学習支援継続の願い】【余裕のない支援体制の改善】【生活支援の充足ニーズ】の4つカテゴリが導かれた。特に、【日本語の壁への対応】としては、方言、専門用語の記録、利用者の病状変化時の申し送り、家族対応時の日本語の問題を抱えており支援を必要としていた。

また、すでに外国人介護士は、【制度的支援体制】や、施設からの【日本語学習支援】【国家試験対策の支援】【異文化に配慮した支援】【日常生活上のサポート】を得ていたが、さらなる支援の充足ニーズを持っていた。なぜなら、外国人介護士は【母国と繋がりつつ就労できる環境】を求めているからであった。

外国人介護士の支援については、受け入れ施設それぞれに対応をまかされており、受け入れ施設の支援は実施されているものの不十分であることが明らかになった。このことから、外国人が安心して働けるよう行政や介護福祉士教育機関等が連携し、外国人介護士を受け入れている施設と外国人介護士への支援体制の構築が求められることが示唆された。

I. はじめに

我が国の65歳以上の高齢者人口は3,557万人となり、高齢化率は28.1%と過去最高の超高齢社会を迎えた¹⁾。さらに、戦後生まれのいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へと差し掛かる2025年には、高齢化率は30.3%、後期高齢化率は18.1%と一そう高くなることが予測されている²⁾。2019年の要介護等の認定者数は655万人³⁾となり、今後も急速に増加すると見込まれるが、このような要介護等の高齢者の介護を担う介護職員は、2025年には約250万人が必要とされ、約38万人が不足すると推計されている⁴⁾。

*東北文教大学短期大学部 **訪問看護ステーションとるて ***東北文教大学短期大学部非常勤講師

国は、このような介護人材不足に対応するために、経済連携協定（以下、EPA）による介護福祉士候補者として、2008年からはインドネシア、2009年からはフィリピン、2014年からはベトナムからの人材を受け入れてきた⁵⁾。また、2015年には入管法を改正して、〈介護〉という在留資格を取得した外国人留学生に対して就労を認めること、従来の技能実習制度の中に介護職を加え、技能実習生が介護労働者としての就労ができるようになった⁶⁾。さらに、2018年12月8日、新たな外国人材受け入れのための在留資格として〈特定技能〉を創設し、2019年4月より施行された⁷⁾。すなわち、介護施設で働く外国人の就労形態は、EPAによる就労、在留資格〈介護〉、技能実習制度に加え、特定技能による就労が加わったことになる。

このような中、制度導入から11年が経過したEPAに基づく外国人介護士についてはさまざまな問題が報告されており、上林⁸⁾は、日本語能力の障壁、介護福祉士国家試験の障壁、施設ごとの就労・研修の実態差をあげている。日本語能力習得に向けた制度上のサポートとしては、インドネシアとフィリピンが訪日前後に6ヶ月、ベトナムが訪日前に12ヶ月と訪日後に2.5ヶ月の日本語研修が実施されている⁹⁾。佐藤¹⁰⁾は、2011年から2～3ヶ月の訪日前日本語研修が協定外の追加的取り組みとしてスタートし、2012年には6ヶ月に延長したことによってN3レベルの到達者は9割近くになったこと、ベトナムではEPA協定において訪日前日本語研修を12ヶ月に延長したことに注目し、日本語研修の効果が結実したと述べている。一方、国家試験の障壁については、EPAによって来日した介護士が国家試験を受験する際の配慮として、試験問題の難しい漢字にふりがなをつける、疾病名等への英語表記、試験時間の1.5倍の延長という特別措置がとられている¹¹⁾。しかし、それにもかかわらず、介護福祉士国家試験全受験者の合格率73.7%と比較すると、EPAに基づく外国人介護士候補者の合格率は46.0%という現状である¹²⁾。

以上のように、外国人介護士の受け入れにより国の法改正が進む中、日本語の習得や国家試験対応の問題が取り上げられているが、就労状況や教育支援内容は各介護施設に任されている中、介護施設で働く外国人介護士自身はどのような支援を求めているのであろうか。

そこで本研究では、地方都市で就労するEPAに基づく外国人介護士にインタビュー調査を実施し、外国人介護士が求める支援を明らかにすることを研究目的とした。

II. 研究目的

地方都市で就労するEPAに基づく外国人介護士が介護施設に求める支援について明らかにする。

III. 研究方法

(1) 調査日

平成30年9月～平成31年4月

(2) 調査方法

地方都市A県で就労するEPAに基づく外国人介護士に対して、半構成的インタ

ビュー調査を実施した。

（3）調査内容

入職後に困ったこと、職員との会話や利用者との関わり上で必要な支援、日常生活を送る上で必要な支援、介護について学ぶ上で必要な支援について質問した。

（4）データ収集方法

A県の老人福祉施設協議会会長を通じて、A県内で就労するEPAに基づく外国人介護士を紹介してもらった。紹介してもらった介護施設の施設長を通じて、外国人介護士にインタビュー調査を依頼した。

（5）分析方法

分析方法は質的記述的に行った。研究対象者の語りは録音したデータを逐語録とし、意味内容によって1文脈単位で抽出した。次に、抽出したデータの意味内容を保ったまま、簡潔な表現にしてコード化し、類似性に基づいてサブカテゴリ、カテゴリ化と抽象度をあげて命名した。最後まで残ったカテゴリについて論理的な関連性ができるよう空間配置を行い、カテゴリ間の関連について記号を使って示し構造化した。

（6）倫理的配慮

本研究は東北文教大学倫理委員会の審議を経て承認後に実施した。研究協力施設の施設長および研究対象者に対し、研究の目的・意義・方法、プライバシー保護のための対策、データの取り扱いと廃棄、研究協力による利益・不利益とその対応、研究成果の学会等での公表の際の留意事項などを記載した依頼文書、説明文書、同意書と同意撤回書を作成し、書面に基づいて説明し同意を得た。

IV. 研究結果

1. 対象者属性（表1）

対象者8名の性別は男性4名、女性4名で、年齢は27歳から32歳であった。出身国はインドネシアが6名、フィリピンが2名であり、来日して1.5年から3年が経過していた。日本語レベルは、日本語能力試験N4合格者が2名、N3合格者が2名、日本語能力試験未受験者が4名である。しかし、すべての対象者は訪日前日本語研修を受講しており、基本的な日本語会話能力は身に付けている。対象者は全員が母国で看護師の資格を取得していた。

表1 対象者属性

	性別	年齢	出身国	来日年数	日本語検定	取得資格	所属
A	男性	27	インドネシア	3年	N3	看護師	特養
B	男性	29	インドネシア	3年	N3	看護師	特養
C	女性	32	フィリピン	2年	なし	看護師	特養
D	女性	32	フィリピン	2年	なし	看護師	特養
E	男性	28	インドネシア	1.5年	N4	看護師	特養
F	女性	26	インドネシア	1.5年	N4	看護師	特養
G	男性	30	インドネシア	1.5年	なし	看護師	特養
H	女性	27	インドネシア	1.5年	なし	看護師	特養

2. E P Aに基づく外国人介護士が求める支援（表2）

コード数は66, サブカテゴリ数は17であった。カテゴリは【日本語の壁への対応】【国家試験の学習支援継続の願い】【余裕のない支援体制の改善】【生活支援の充足ニーズ】【母国と繋がりがつつ就労できる環境】という5つの『求める支援』と, 【制度的支援体制】【日本語学習支援】【国家試験対策の支援】【異文化に配慮したスタッフの支援】【日常生活上のサポート】という5つの『受けている支援』が導かれた。

以下, 【】はカテゴリ, <>はサブカテゴリとして示す。なお, 対象者の語りの例を「斜体」で表した。

表2 E P Aに基づく外国人介護士が職場に求める支援

カテゴリ	サブカテゴリ	コード		
求める支援	日本語の壁への対応	方言の理解困難	早口で方言を話されるとわからない 認知症の人は聞き返しても方言を標準語に言い直してくれない 職員同士の会話で困ることは方言だった 母国で日本語を学んだときは標準語だった 利用者の方言がわからなくて職員に何度も教えてもらった これまで習った言葉と耳にする言葉が違う いい関係を築くためのコミュニケーションについて考えている	
		専門用語の理解困難	普通の日本語と違って介護現場の専門用語が難しい	
		時間を要する困難な介護記録	書き言葉と話し言葉が違う 日常の変化のない記録は書けるようになってきた 1ヶ月のまとめの記録を書くことが今も難しい 利用者に変化があるときの記録が書けない 介護記録は漢字が特に難しい 家族にお便りを書くことが難しい	
		言葉の壁による家族対応困難	最初は家族とは話せず挨拶するくらいだった 1年半経って慣れてきたものの家族との会話はまだ難しい 利用者の家族との関わりは1年後から始める配慮をもらった 働き始めのころは家族との話を日本人のスタッフにお願いした	
		病状変化時の申し送り困難	4ヶ月くらいまでは日常の申し送りはできるようになった 利用者の病状が悪いときの申し送りの聞き取りが難しい	
		利用者の個性性の理解困難	利用者を理解するまで8ヶ月くらいかかった 利用者一人ひとりの個別介護は難しい	
		アニメを活かした日本語の学習	日本のアニメを見て日本語を覚えている	
	国家試験の学習支援継続の願い	介護福祉士国家試験対策継続支援の願い	仕事終わってから毎日国家試験の勉強をする 国家試験の勉強のサポートを続けて欲しい	
	余裕のない支援体制の改善	人員不足による余裕のないサポート	人員不足のため外国人の指導に十分な時間がかけられない 指導スタッフによって仕事の進み具合が違う 職員にはこれからもっとたくさんサポートしてもらいたい 日本で働く介護職員はすべて専門資格があればいい	
		文化の違いからくる疲労	断食の時期が1ヶ月あるので心身ともに疲労する	
	生活支援の充足ニーズ	支援はあっても余裕のない生活費	母国の家族に仕送りしている 仕送りしているの自由になるお金もあんまりない 施設には自転車通っているが車がほしい	
		生活上のサポートと自らの工夫	食事は自分で作っている 最初は布団だったが今はマットを買ってベッドにした 近所の人とは挨拶する程度の関わり	
	母国と繋がりがつつ就労できる環境	母国への深い愛着心	母国の食事が食べたくなる 1年に一度母国に帰国しているがもっと帰りたい 毎日母親に電話している 調味料は通販で母国から取り寄せている 母国の友達で集まってるときは食事をする	
		母国と繋がりがつつ継続したい介護士	実習をやめたとき仕事から逃げたいと思っことはない 国家試験に合格してからも日本で介護の仕事がしたい 介護福祉士資格を取ったら帰国するかはわからない 母国に介護施設があれば母国で介護福祉士として働きたい 家族と一緒に日本で暮らしながらこの施設で働きたい	
	受けている支援	制度的支援体制	入職前の制度的支援体制	来日直後の研修センターでゴミの出し方は教えてもらった 入国後4ヶ月は名古屋の研修センターで講習を受けた どこの施設に配属されるかは最初から決まっている
		日本語学習支援	介護記録の書き方指導	職員から記録の書き方について教えてもらう 漢字を調べたり職員に聞いたりで記録が書けるようになってきた
			定期的な日本語学習	週1回の日本語講義を受けている 日本語の先生から勉強を教えてもらう
国家試験対策の支援		介護福祉士国家試験対策	勤務調整をしてもいい国家試験の勉強に専念している 介護福祉士養成教員に学習支援をもらっている 一番嬉しいことは国家試験の勉強のサポート 週に2回、2時間ずつテキストの教育をしてくれる	
異文化に配慮したスタッフの支援		看護師資格を尊重した指導	看護師なので利用者について教えてもらえばケアはできる	
		ケアをしながら利用者との関わり	業務後に利用者の爪切りをしたりしながら話すのが楽しい	
		日本人スタッフのサポートによる安心感	日本人はみんな優しく教えてくれる 職員のサポートはいつでもあるので安心して働ける	
日常生活上のサポート		異文化の習慣への配慮	毎日5日のお祈りの時間と場所をもらっている	
		住まいへの金銭的サポート	アパート代は施設の補助であるが残りは自分で払っている 施設の敷地内に住まいがある	
		日常生活を送る上でのサポート	買い物や携帯電話の契約などの生活のサポートが必要 買い物は施設の職員に頼んで連れて行ってもら	

(1) 【日本語の壁への対応】

【日本語の壁への対応】は＜方言の理解困難＞＜専門用語の理解困難＞＜時間を要する困難な介護記録＞＜言葉の壁による家族対応困難＞＜病状変化時の申し送り困難＞＜利用者の個別性の理解困難＞というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、EPAに基づき来日を希望する外国人介護士は、現地で約6ヶ月の初級から中級程度の日本語教育を受けてくるが、標準語による日本語教育であるため配属先が地方であった場合は方言が理解できず、利用者のみならず職員同士の会話にも困難を感じていることを意味するものであった。さらに、看護師資格はあるものの日本語での専門用語の記録、利用者の病状変化時の申し送り、家族対応等、日本語の壁に就労上の支援を必要としていた。

「困るのは何といってもコミュニケーション、日本語、方言、漢字が難しい、書き言葉と話し言葉が違うことにも戸惑う、習った言葉と耳にする言葉が違う（C）」

「専門用語が難しい。たとえば、転んだ、は転倒、床ずれ、は褥瘡、とか（G）」

「利用者の病状が悪いときの申し送りの聞き取りが難しい（F）」

(2) 【国家試験の学習支援継続の願い】

【国家試験の学習支援継続の願い】は＜介護福祉士国家試験の学習支援継続の願い＞というサブカテゴリから生成された。

このカテゴリは、外国人介護士の介護福祉士国家試験対策として、施設では学習支援体制を講じており、外国人介護士はこのことに感謝しているとともに継続してほしいと考えていることを意味するものであった。

「国家試験の勉強のサポートはこれからも続けて欲しい（A）」

(3) 【余裕のない支援体制の改善】

【余裕のない支援体制の改善】は＜人員不足による余裕のないサポート＞＜文化の違いからくる疲労＞というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、外国人介護士は日本人職員がサポートをしてくれるものの、人員不足、日本人介護士の介護福祉士資格の有無や能力差によって、外国人介護士の教育にかかる時間的および能力的余裕が不足しているや、宗教などへの文化的側面への配慮はあるが疲労していることを意味するものであった。

「人員不足のため、他スタッフに確認するときも他の業務をしながら教えてくれる。教えることにだけ専念できる時間はなかなか取れないと思う（C）」

「施設職員には今以上にサポートしてもらいたい（F）」

「断食の時期が1ヶ月あるので大変。疲れるし、水も飲めない（E）」

(4) 【生活支援の充足ニーズ】

【生活支援の充足ニーズ】は＜支援はあっても余裕のない生活費＞＜生活上のサポートと自らの工夫＞というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、生活上や経済的側面への配慮があっても、外国人介護士として働

きながら生活することが厳しい現状があり、さらに支援を充実してもらいたいと考えていることを意味するものであった。また、外国人介護士は地域住民との関わりがほとんどなく住居と施設を往復するだけの日々を送っていた。

「インドネシアにお金を送っている3から5万。自由になるお金もあんまりないね (B)」

「最初は布団だったが今はマットを買ってベッドにした (B)」

「近所の人との関わりはない。挨拶する程度。遊びに行く場所もないし (A)」

(5) 【母国と繋がりつつ就労できる環境】

【母国と繋がりつつ就労できる環境】は<母国への深い愛着心><母国と繋がりながら継続したい介護士>というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、母国への深い愛着心を持ちつつ、母国との関係性を維持しながらも介護福祉士資格を取得し、介護福祉士として働き続ける意志を持っていることを意味するものであった。

「介護福祉士国家試験を受けて合格したらまたこの施設に就職したい (A)」

「毎日ママに電話している (H)」

(6) 【制度的支援体制】

【制度的支援体制】は<入職前の制度的支援体制>というサブカテゴリから生成された。

このカテゴリは、来日前の研修で日本語学習をしてきたことや、来日後の日本語学習に加えて日本の生活様式について講習を受けるなどの制度の支援を得ていたことを意味した。

「日本に来てすぐの研修センターでゴミの出し方は教えてもらった (A)」

(7) 【日本語学習支援】

【日本語学習支援】は<介護記録の書き方指導><定期的な日本語学習>というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、介護記録については日本人スタッフから書き方の指導を受けたり、日本語学習を定期的に受けていることを意味した。

「2年くらい経って記録は漢字を調べたり聞いたりして書けるようになった (A)」

「週1回の日本語講義を受けている (G)」

(8) 【国家試験対策の支援】

【国家試験対策の支援】は<介護福祉士国家試験対策>というサブカテゴリから生成された。

このカテゴリは、勤務時間中に施設の配慮により国家試験対策の学習支援を受けていることを意味した。

「週に2回、2時間ずつテキストをもとに、能力試験や保険や認定について教えてくれる人がいる（D）」

「国家試験の勉強は進んでいます。週1度、先生に教えてもらっている。自分でも毎日勉強している。過去の問題を、1日何問か勉強している（A）」

(9) 【異文化に配慮したスタッフの支援】

【異文化に配慮したスタッフの支援】は<看護師資格を尊重した指導><ケアをしながら利用者と関わる喜び><日本人スタッフのサポートによる安心感><異文化の習慣への配慮>というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、すべての対象者は看護師資格を有しているため基本的なケア技術を習得していて、施設スタッフが利用者の個別的情報を教えてくれればケア実践上の困難はなく、ケアを通しての利用者との関わりに喜びを感じていることや、宗教への配慮を受けているを意味した。

「仕事の進み具合は一緒に勤務する人による。時間に余裕があり、担当者から、あとは自由にと言われたら、利用者さんと触れ合ったり、爪を切ったりできる。その時間は楽しい（D）」

「サポートはいっぱいあるから安心。公私ともに、何でも言って～、と声をかけてもらえる（C）」

「毎日5回のお祈りの時間と場所をもらっている（F）」

(10) 【日常生活上のサポート】

【日常生活上のサポート】は<住まいへの金銭的サポート><日常生活を送る上でのサポート>というサブカテゴリから編成された。

このカテゴリは、施設による住居の確保や費用への補助、日常生活上の契約や買い物に職員のサポートを得ていることを意味した。

「アパート代は施設からの補助がある。残りは自分で払っている（B）」

「買い物は頼んで、職員の人に連れて行ってもらう（C）」

3. EPAに基づく外国人介護士が介護施設に求める支援の構造（図1）

外国人介護士が求める支援として、【日本語の壁への対応】【国家試験の学習支援継続の願い】【余裕のない支援体制の改善】【生活支援の充足ニーズ】の4つカテゴリが導かれた。特に、【日本語の壁への対応】としては、方言、専門用語の記録、利用者の病状変化時の申し送り、家族対応時の日本語の問題を抱えており支援を必要としていた。

また、すでに外国人介護士は、【制度的支援体制】や、施設からの【日本語学習支援】【国家試験対策の支援】【異文化に配慮したスタッフの支援】【日常生活上のサポート】を得ていたが、さらなる支援の充足ニーズを持っていた。なぜなら、外国人介護士は【母国と繋がりがつつ就労できる環境】を求めているからであった。

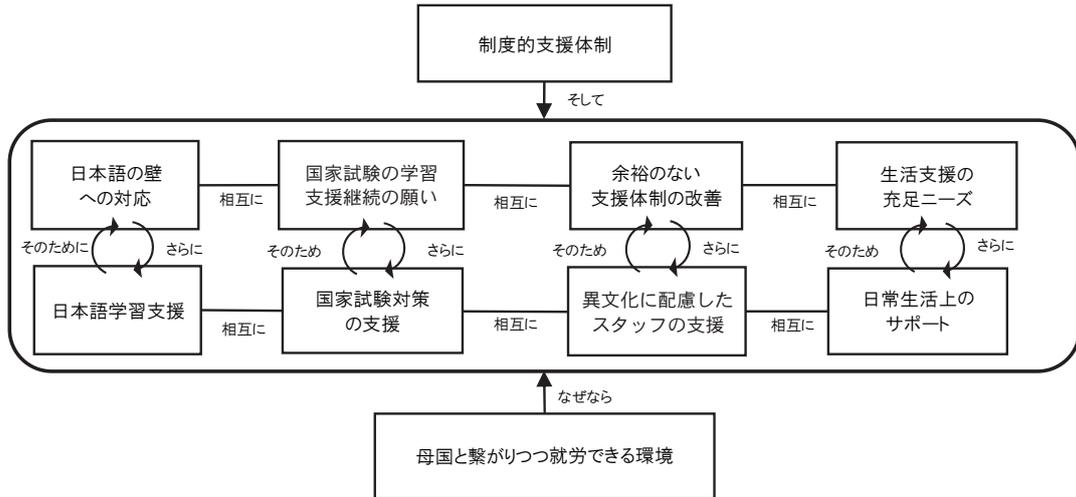


図1 EPAに基づく外国人介護士が職場に求める支援の構造

V. 考察

本調査結果から、今後、構築すべき支援体制の構築について提案したい(図2)。

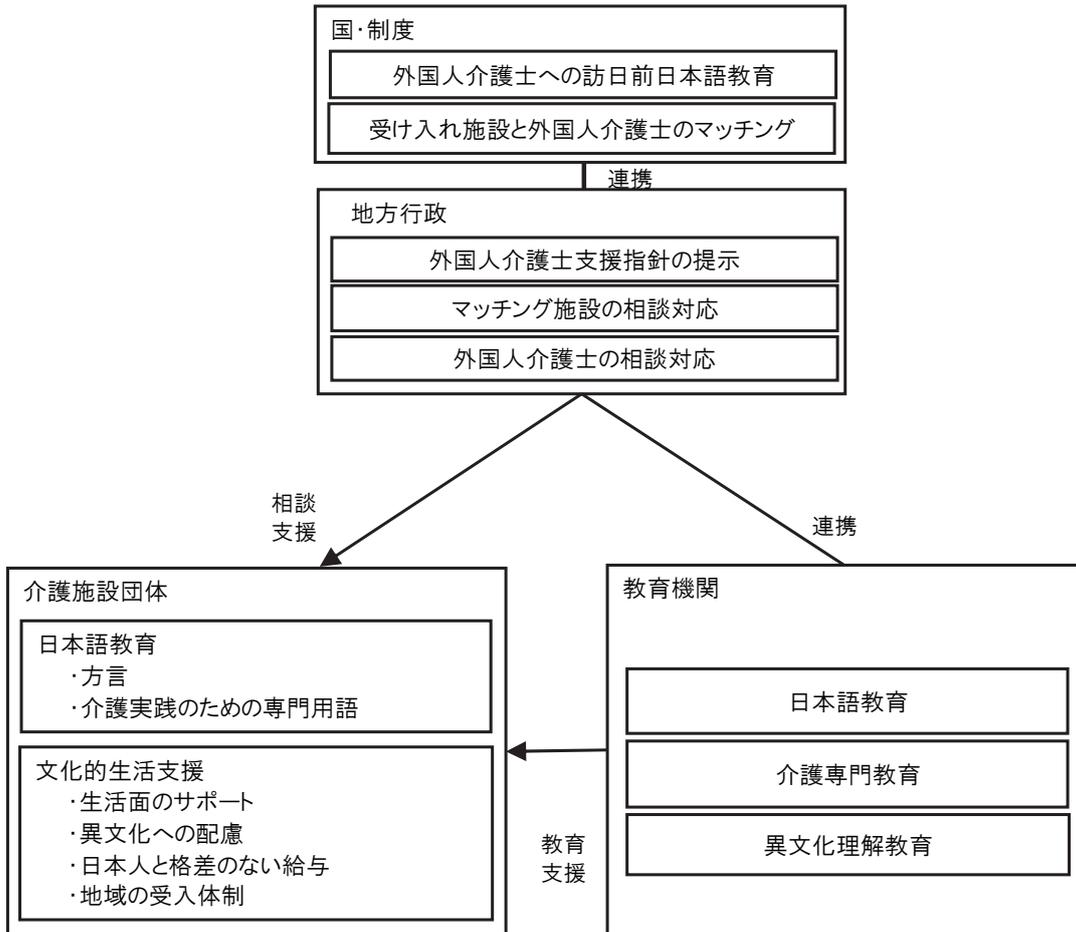


図2 EPAによる外国人介護士の支援体制整備の提案

1. 日本語および国家試験対策に関する支援

介護施設で勤務する外国人介護士への聞き取り調査¹³⁾では、食事・入浴・排泄などの介護業務は行えるものの申し送りの内容が理解できない、専門用語がわからない、介護記録が書けないなど、日本語の理解についての問題があることが指摘されている。このような外国人介護士の日本語習得の問題については受け入れ施設側もすでに想定していた点であった。そのため、外部の日本語教員による定期的な日本語学習支援を取り入れていた。しかし、本調査では、日本語を書く、聞く、話す等の問題として、専門用語を使っての記録、利用者の病状変化時の申し送り、家族対応に、外国人介護士は困難性を抱えていた。中でも対象者が困難と感じていた点は方言や記録の問題であった。訪日前後の日本語研修では配置先の方言の学習はできないため、受け入れ施設では外国人介護士の入職後の日本語学習支援に方言の内容を組み込む必要があるといえる。加えて、専門用語での申し送りや記録についても、受け入れ施設では日常会話よりも時間をかけて教育支援体制を構築する必要があると考える。すなわち、方言および介護実践に必要な専門用語の日本語教育の支援が不足しており、この点についての支援が必要である。

また、日本語支援に関連する問題としてあげられる介護福祉士国家試験の学習支援であるが、EPAに基づく外国人介護士の多くは現地で看護師資格を有しており、基本的な医学知識やケア技術は有しているものの、介護福祉士国家試験の合格率は高いとはいえず、この点においても「日本語の障壁」が存在していると考えられる。加えて、日本社会の歴史的背景によって変遷してきた法制度についての知識不足も推測されることから、国家試験の学習支援をする場合は外国人介護士特有の社会背景に応じた教育内容の検討が必要と考える。本調査対象者は、介護福祉士の国家試験合格に向けた学習支援を受けており、このような支援に大変感謝しているとともに今後も続けてほしいと考えていた。また、対象者自身も国家試験に合格するために仕事以外の時間は猛勉強に励んでいることが明らかになった。すなわち、国家試験対策の学習支援においては、日本の社会制度や法律に関する学習の強化が必要であると考える。

2. 外国人介護士の定着に向けた文化的支援

本調査では、文化の違いへの配慮として、対象者はお祈りの時間と場所を提供してもらうなどの配慮を受けていた。しかし、断食の時期は心身ともに疲労するなどの苦痛感を抱いており、勤務調整や労働軽減などの職務内容にも配慮しなければならないと考える。また、対象者は給料の一部を母国の家族へ仕送りをしている者がほとんどであった。介護福祉士候補者の来日動機の中には、出稼ぎ労働者として家族を支えようとしている人たちが少なくない。そのため、生活面についても住居費の補助や買い物の支援などの生活上の援助は受けていたが、余裕のないぎりぎりの生活費で暮らしていた。このような経済的側面については、外国人介護士と日本人介護士に対する格差のない給与体系の確保が必要と考える。

一方、わが国では、本対象者のような外国人介護士の安定的雇用が求められているが、渡部ら¹⁴⁾は外国にルーツを持つ若者が後輩を応援するNPO法人の活動実践を報告しており、また、外国人介護士の定着については地域社会としての受け入れ体制が関係することなども指摘している¹⁵⁾。本調査対象者は近所の人と挨拶をする程度の付き合いしかなかった。すなわち、外国人介護士を受け入れ定着させるためには、他

国から働きに来た「人」を地域で受け入れるという考え方によって地域に溶け込んで生活する仕組みを整え、自国を離れて働く外国人が孤立せずに生活できるように支えていく仕組みが必要である。

3. 行政・介護施設団体・教育機関の連携

EPAに基づく外国人介護士は、訪日前日本語研修を受けており、日常会話はおおよそ身に付けている。さらに、入国後は中央研修として、日本語に加えて日本での生活についての講習を受講するといった制度的支援はできている。つまり、介護施設への就職後の支援体制が、それぞれの施設に任されており対応の標準化が図れていないのである。この点については、行政がなんらかの指針を示す必要があるのではないかと考える。加えて、外国人介護士の受け入れ施設や外国人介護士に対する相談対応ができるような仕組みが求められると考える。

さらに、EPAに基づく外国人介護士は3年間就労後に国家試験を受験し、合格しなかった場合は4年間の在留期間満了によって帰国しなければならないという規定がある。しかし、自国を離れて日本に働きに来て外国人介護士が国家試験に合格できなかったからといって、すぐに帰国を命じるということは人権的配慮が不足しているといわざるを得ない。令和元年5月、法務省¹⁶⁾は来日して約4年の就労・研修経験がある外国人介護士について、一定の条件を満たせば、特定技能と日本語能力試験を受けずに特定技能に移行できるように法改正した。改正については評価できるが、反面、4形態の外国人介護士受け入れ制度の複雑性はさらに増すものとする。

一方、高畑¹⁷⁾は、外国人介護士の合格者は「日本の介護技術」「介護資格」そのものへの興味があると報告しており、単に自国より高額な給与だけが目的では国家試験への勉強意欲に困難性が生ずる筈と述べている。このように外国人介護士の知識の特徴や意欲、学習ニーズに応えながら、勤務体制や教育支援を実施するサポート体制が必要である。外国人介護士の受け入れ施設はそれぞれ個別に学習支援をしている現状があるが、各施設によって教育支援体制づくりの能力差も生じることを考慮すると、外国人介護士の就労地区の行政や介護福祉士教育機関が情報を共有するとともに連携し、外国人介護士を受け入れている介護施設をサポートする教育体制が必要と考える。

このように、外国人介護士について多くの課題が存在するが、高齢者施設に対する全国調査¹⁸⁾では、「外国系介護職員が働くことで介護の質が下がったか」の設問に「下がった」と解答した施設はわずか4%、「外国系介護職員が働くことで仕事の能率が下がったか」の設問に「下がった」と解答した施設は6%にすぎなかったことが報告されていた。また、明るく開放的な性格からデイサービスで行うレクリエーションに高い評価を得ているフィリピン人介護士の存在等も報告されていた¹⁹⁾。外国人介護士の受け入れ国として、外国人であるために日本人より介護ができないという誤った先入観や考え方の転換も求められていると考える。

VI. 結論

EPAに基づく外国人介護士が求める支援として、【日本語の壁への対応】【国家試験の学習支援継続の願い】【余裕のない支援体制の改善】【生活支援の充足ニーズ】の

4つカテゴリが導かれた。特に、【日本語の壁への対応】としては、方言、専門用語の記録、利用者の病状変化時の申し送り、家族対応時の日本語の問題を抱えており支援を必要としていた。

また、すでに外国人介護士は、【制度的支援体制】や、施設からの【日本語学習支援】【国家試験対策の支援】【異文化に配慮したスタッフの支援】【日常生活上のサポート】を得ていたが、さらなる支援の充足ニーズを持っていた。なぜなら、外国人介護士は【母国と繋がりつつ就労できる環境】を求めていたからであった。

外国人介護士の支援については、受け入れ施設それぞれに対応をまかされており、受け入れ施設の支援は実施されているものの不十分であることが明らかになった。このことから、外国人が安心して働けるよう行政や介護福祉士教育機関等が連携し、外国人介護士を受け入れている施設と外国人介護士への支援体制の構築が求められることが示唆された。

文献)

- 1) 総務省統計局：高齢者の人口（2019）。
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topil131.html>
- 2) 厚生労働省：新しい総合事業のガイドライン案について。（2014）。
- 3) 厚生労働省：介護保険事業状況報告（暫定）。（2019）。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyoo/m19/1901.html>
- 4) 厚生労働省：福祉・介護人材確保対策等について。（2016）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000363270.pdf>
- 5) 前掲書4)
- 6) 前掲書5)
- 7) 法務省：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について。（2018）。
- 8) 上林千恵子：介護人材の不足と外国人労働者受け入れ－EPAによる介護士候補者受け入れの事例から。日本労働研究雑誌，662：88－97。（2015）。
- 9) 公益社団国際厚生事業団：2019年度版EPAに基づく外国人介護士・介護福祉士候補者受入れパンフレット。https://jicwels.or.jp/files/EPA_2020_pamph.pdf
- 10) 佐藤忍：EPAに基づく外国人介護福祉士の受け入れ，香川大学経済論叢，87：51－82。（2015）。
- 11) 厚生労働省：第29回介護福祉士国家試験結果。（2017）。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156191.html>
- 12) 厚生労働省：第31回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000199604_00001.html
- 13) 植村英晴：外国人介護労働者の受け入れに関する研究。科学研究費補助金研究成果報告書。（2011）。
- 14) 渡辺マルセロ，オチャンテ村井ロサメルセデス，オチャンテ村井カルロス，ほか：国際ボランティア学会外国人高校生を応援する仕組みづくりへの挑戦。ボランティ

- ア学研究, 14 : 43 - 54. (2014).
- 15) 高畑幸：過疎地・地方都市で働く外国人介護者－経済連携協定によるフィリピン人介護福祉士候補者49人の追跡調査から－. 日本都市社会学会年報, 32 : 133 - 148. (2014).
- 16) 法務省：特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－介護分野の基準についての一部改定について.
<http://www.moj.go.jp/content/001293549.pdf>
- 17) 前掲書15)
- 18) 前掲書13)
- 19) 前掲書13)